

新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第9号

新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第7の表（1）4級の欄中

50	を	49	
50		50	
50		50	
51		50	
51		50	
51		51	
52		51	
52		51	
52		51	
53		52	に改め，別表第7の表（2）2級の欄中
53		52	
53		52	
53		52	
54		53	
54		53	
54		53	
54		54	
55		54	
55		54	

29
29
29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33

を

28
29
29
29
29
29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
31
32
32

に改め，別表第7の表（3）2級の欄中

「

46
46
47
47
48
48
49

を

「

45
46
46
46
46
47
47
47

に改め，別表第7の表（4）2級の欄中

「

82
82
82
83
83
83
84
84
84

「

81
82
82
82
82
82
83
83
83

85
85
85
85
86
86
86
86
87
87
87
87
87
88

を

84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
86
87
87
87
87
87

に改め、別表第7の表(5)2級の欄中

」

」

「

78
79
80
81
81
82
82
83
83
84

を

「

77
78
78
79
79
80
80
81
82
83

に改め、別表第7の表(6)2級の欄中

」

」

「

34
35
36
37
37
38
38
39

「

33
34
34
35
35
36
36
37

39
40
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56

38
39
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55
55

57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63
63

を

55
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
59
59
59
59
59
59
59
60
60
60
60
60
60
60
61
61
61
61
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62

に改め、別表第7の表(6)4級の欄中

63
63
63
63
64
64
64
64
64
64
65

62
63
63
63
63
63
63
63
64
64
64

」

「

46
46
46
46
47
47

を

45
46
46
46
46
46
46

に改め、別表第7の表(7)2級の欄中

」

「

54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59

「

53
54
54
54
54
55
55
55
56
56
56
57
57
57
57
58
58

67
67
67
67
67
67
67
68

66
66
67
67
67
67
67
67

」

「

58
59
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66

「

57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66

を

に改める。

66	66
67	66
67	66
67	67
67	67
67	67
67	67
67	67
68	67
68	67
68	67
68	68
68	68
68	68
68	68
68	68
69	68
69	68
70	68
70	68
71	69

」 」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の新潟市職員の初任給，昇格，昇給等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸に

については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とすることができる。